

代する。防災会長、防災副会長、防災責任者、防災事務局長及び班長の任期は１年とする。

(個人情報の取り扱い)

第 12 条 個人情報保護のため、避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規程を定める。
(防災活動支援組織)

第 13 条 活動を支援する組織を設置し、その名称を防災を考える会とする。当該会はさつき会員有志、本年度と前年度の防災４役により構成し、重任を妨げない。

(防災マニュアル)

第 14 条 さつき自治会防災行動マニュアルを定め、会員の平時および災害発生時の取組みを周知する。

(附 則)

第 1 項 この規定は昭和 63 年 4 月 10 日より実施する。

第 2 項 この規定は平成 21 年 4 月 12 日より実施する。

第 3 項 この規定は平成 26 年 4 月 14 日より実施する。

第 4 項 この規定は平成 27 年 4 月 12 日より実施する。

第 5 項 この規定は令和 1 年 11 月 9 日より実施する。

第 6 項 この規定は令和 3 年 4 月 11 日より実施する。

7. 避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規定

さつき自主防災会

（目的）

第1条 この規程は、当自主防災会が避難行動要支援者に関する個人情報の適切な取り扱いに関して必要な事項を定めることにより、当自主防災会の区域内に居住する避難行動要支援者の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、避難行動要支援者名簿に掲載された情報及び当自主防災会が当該個人情報を基に対象者への聞き取り等により取得した情報、およびその他支援に必要な情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいう。

2 前項の「避難行動要支援者名簿」とは、災害が発生する以前に本人の同意を得て市から提供されるものと、災害発生後に本人の同意の有無に関わらず市から提供される名簿掲載対象者全員を含むものをいう。

3 この規程において「保有個人情報」とは、当防災組織が保有する避難行動要支援者に関する個人情報をいう。

4 この規程において、「本人」とは、個人情報によって識別される当該個人をいう。

（利用目的）

第3条 当自主防災会は、個人情報を避難行動要支援者の避難支援体制づくり及び災害発生時の避難支援のために利用するものとする。

（利用目的による制限）

第4条 当自主防災会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（適正な取得）

第5条 当自主防災会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（適正な管理）

第6条 当自主防災会は、個人情報の保護を図るため避難行動要支援者名簿管理責任者を自主防災会長とし、個人情報の漏洩、滅失又は棄損その他の事故を防止するとともに、名簿の更新等により市へ名簿を返却する必要があるときは、速やかに応じなければならない。

（第三者への提供の制限）

第7条 当自主防災会の世話人または世話人であった者並びに避難行動要支援者の支援者及び支援者であった者は、個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内とし、支